

スポーツ施設等の使用料について

【ご意見】

更埴体育館は、2回の値上げが実施され、「受益者負担の原則」に基づき利用者に適正な負担を求めることとされていますが、「千曲市スポーツ協会」加盟団体は

- 使用料無料（冷暖房費も？）
- 事前に年間分予約
- 千曲市より助成金と優遇されています。

- ① 加盟団体になれば無料で利用できるという「うわさ」が広まっていますが利用料 50%減免とすべきと考えます。
- ② 平日の夜は全て加盟団体が独占して年間で確保し、他のサークルは使用できませんが、実際は全面を確保しているのに、半面しか使用していないこともあります。空いている半面を他の団体が使用できれば、使用料収入も増えるため、必要な面を確認して対応すべきと考えます。これも、キャンセル料が発生しないため生じる利用料無料による弊害です。
- ③ 令和4年3月1日発行の千曲スポーツだよりに『施設料金については市の規定で行っています』と記載がありますが、市の規定でスポーツ協会加盟団体を無料にすると明記されているのでしょうか。
- ④ 本意見、提案が市ホームページで公表されるとありますが、ホームページのどこに公表されているのでしょうか。

このたびは貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。
お寄せいただきました内容につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

【回答：スポーツ振興課】

- ① 体育施設減免規定により、スポーツ協会に加盟している単協主催の大会、定期練習に対しては使用料、電灯料が無料と定められています。なお、冷暖房料は、他の団体同様に徴収しております。また、受益者負担の原則から、いずれは使用料の徴収は求めてまいりたいと考えております。
- ② 過去にも同様のご指摘があり、都度スポーツ協会に対し指導を行っておりますが、守られない単協に対する罰則規定の作成等を、スポーツ協会に指導をしてまいります。
- ③ 市体育施設条例施行規則により、使用料等の減免が定められており、体育施設減免規定により、スポーツ協会の定期練習、主催大会に対して、使用料と電灯料は100%減免となっております。

【回答：秘書広報課】

- ④ 千曲市ホームページ下段「市長室」内の「市政への・ご意見ご提案」よりご覧いただくことが出来ます。